

U P R（普遍的・定期的レビュー）
第2回日本政府報告（仮訳）

2012年7月

目次

第1部 Methodology and Consultation Process

第2部 International Conventions

1. 人権条約等の締結へ向けた取組

- (1) 強制失踪条約
- (2) 障害者権利条約
- (3) 個人通報制度
- (4) 移住労働者権利条約
- (5) 社会権規約における留保撤回
- (6) 武力紛争児童議定書の宣言修正
- (7) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

2. 人権条約の遵守

第3部 Human Rights Protection

1. 法務省の人権擁護機関の取組

2. 新たな国内人権機構の設立

3. 人権研修

- (1) 検察職員
- (2) 矯正施設職員
- (3) 更生保護官署関係職員
- (4) 入国管理関係職員
- (5) 警察職員
- (6) 労働基準監督職員

第4部 Achievements, Best Practices, Challenges

1. 刑事手続における人権保護

- (1) 取調べに係る手続きの適正
- (2) 取調べの可視化

2. 女性の人権保護等

- (1) 第3次男女共同参画基本計画
- (2) 女性の政策・方針決定過程への参画拡大に向けた取組
- (3) 女性の活躍による経済活性化閣僚会議
- (4) 女性に対する暴力への取組
- (5) マイノリティに属する女性が直面している問題への取組
- (6) 家族に関する法制の整備への取組

3．児童の人権保護

- (1) 児童虐待防止対策
- (2) 体罰の禁止

4．人身取引対策

5．性的指向及び性同一性障害に基づく差別への取組

6．障害者の人権保護

- (1) 障害者基本法の改正
- (2) 福祉・医療
- (3) 教育
- (4) バリアフリー化

7．外国人の人権保護

- (1) 入管法の改正
- (2) 庇護申請者の取扱い
- (3) 入国者収容所の適正な運営

8．アイヌ政策の現状

9．インターネット上の人権保護

- (1) 関係省庁の取組
- (2) 児童ポルノ対策

第5部 Key National Initiatives and Commitments

1．国内の人権政策

2．国連における協力

- (1) 我が国の貢献
- (2) ハンセン病差別の解決へ向けた取組
- (3) 恒常的な招待の表明

3．国際社会への貢献

- (1) 二国間対話を通じた貢献
- (2) 財政面での貢献
- (3) ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取組を通じた貢献

第6部 Conclusion

第1部 Methodology and Consultation Process (前回審査勧告サブパラ26)

第2回UPR政府報告は、人権理事会で採択された決議及び決定(A/HRC/RES/16/21及びA/HRC/DEC/17/119)を含むガイドラインに従い、特に、2008年のUPR第1サイクルの際にフォローアップすることを受け入れた勧告の実施及び我が国における人権状況の進展に焦点を当てて作成を行った。

報告書の作成に当たっては、外務省の調整のもと、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁等、多くの関係府省庁が関与した。

本報告書提出に先立ち、我が国は、2008年5月のUPR審査の結果を真摯に受け止め、2011年3月にUPRのフォローアップ状況を発表した。UPR第2サイクルにおいても、各国が自主的なフォローアップの実施等を通じて、絶えず自国の人権状況改善に取り組んでいく動きが更に広まることを期待している。

我が国では、人権の保護・促進に関連する民間レベルでの様々な活動が活発に行われており、政府としても、その重要性を認識している。2008年のUPR第1サイクルの際の勧告を含む結果文書等については、邦訳し外務省ホームページに掲載して広く国民に周知した。本報告書の作成に当たっては、一般市民及びNGOとの意見交換会を2012年2月21日に外務省において開催するとともに、ホームページにおいて本報告書に関する意見募集を行い、市民社会の本プロセスへの関与を得た。意見交換会の開催及び意見募集にあたっては、外務省のFacebookやTwitterアカウントといったソーシャルメディアも活用した。また、人権諸条約の政府報告作成の際の意見交換会の開催、民間団体等が主催する意見交換会への参加及び民間団体等による現行施策に対する要望等の提出をはじめ、様々な機会を通じて市民社会と対話を行う場を確保している。今後ともこのような対話を重視し、継続していく考えである。

第2部 International Conventions

1. 人権条約等の締結へ向けた取組(サブパラ1)

2008年5月以降、我が国は以下の人権条約等の締結や留保撤回等に向けて努力を行ってきた。

(1) 強制失踪条約

強制失踪条約は、拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義がある。我が国は、拉致を含む強制失踪への国際的な関心を高めるとの見地から本条約を重視しており、2009年7月に強制失踪条約を締結した。

(2) 障害者権利条約

2007年9月に署名した障害者権利条約については、2009年12月、障害者施策の推進を図るため「障がい者制度改革推進本部」が設置され、当事者も含めた関係者の間

で積極的な議論が行われてきた。これらの議論を踏まえ、2011年7月には改正障害者基本法が成立し、同法においては、障害者権利条約にいう「合理的配慮」(reasonable accommodation)の趣旨を踏まえた条文を追加した。また、障害者政策について関係大臣に勧告を行う組織として、障害者政策委員会を設置した。その他、障害者の支援をより充実させていくため、「障害者総合支援法」が第180回国会で成立したところである。我が国としては、引き続き国内の体制整備を進めつつ、同条約の早期締結を目指していく。

(3) 個人通報制度

自由権規約第一選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書等に定める個人通報制度については、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同時に、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っており、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。政府としては、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、本件につき引き続き真剣に検討を進めていく。

(4) 移住労働者権利条約

移住労働者権利条約については、我が国は移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているが、一方、同条約は移住労働者に対して、国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係の観点から、十分慎重な検討を要すると認識している。

(5) 社会権規約における留保撤回

我が国は、従来より後期中等教育及び高等教育において私立学校の占める割合が大きく、国公立学校についても私学進学者との均衡等の観点から妥当な程度の負担を求めることとしている等の理由により、社会権規約締結時に同第13条2(b)及び(c)にいう「特に無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保した。

しかし、近年、家庭の経済状況に拘わらず、すべての意志ある者が安心して後期中等教育を受けることができるよう家庭の経済的負担の軽減を図ることが課題となったことから、2010年4月にいわゆる「高校実質無償化法」が施行され、公立高等学校の授業料を無償化するとともに、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費の負担を軽減している。また、高等教育については大学等に対する授業料減免等への支援や奨学金事業による学生等の経済的負担軽減策に取り組んでいる。これらを踏まえて検討した結果、同規約にいう「無償教育の漸進的導入」に係る留保については撤回する方向で調整を進めている。

(6) 武力紛争児童議定書の宣言修正

我が国は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書第3条2に基づいて行った宣言を、「我が国は、法令により、18歳以上の者から自衛官を採用することとしている。」と修正した(修正の効力は2010年4月1日に生じた)。

この修正は、本選択議定書第3条4に基づき、既存の宣言に修正を付した新たな宣言に改める旨を文書により国連事務総長に通告する形式で行ったものであるが、実質的には本選択議定書の締結にあたり我が国が行った解釈宣言を撤回することと同様の意味を持つ。

(7) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

我が国は、同条約の締結には子の利益の観点から意義があると考え、締結に向けた準備を進めることとした。同条約及び国内担保法案は180回国会(常会)に提出した。

なお、同条約により課される義務を履行するため、締約国は「中央当局」を指定する必要があるが、我が国では中央当局として外務大臣を指定することとしている。また、同条約が定める中央当局の任務及び子の返還のための諸手続は、我が国にとって新たなものであり、実施に係る国内関係機関も多岐にわたる。また、同条約を実施するためには、国民一般への周知のほか、これら関係機関の実施体制を整備する必要がある。これらを踏まえ、可能な限り早期の同条約の実施を目指し、所要の準備を進めているところである。

2. 人権条約の遵守

我が国は、締結している国際人権条約を誠実に遵守しており、条約に基づき、人権条約委員会に対して定期的に包括的な政府報告を提出するとともに、政府報告審査にあたっては、関係府省庁により構成される代表団を派遣し、積極的に審査に参加している。また、我が国が提出した政府報告や人権条約委員会からの最終見解については、和文仮訳とともに、政府関係者等に幅広く配布し情報を共有するとともに、広く一般国民が情報を入手できるよう外務省ホームページに掲載している。

第3部 Human Rights Protections

1. 法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関は、全国315か所(2012年4月1日現在)に設置された法務局・地方法務局及びその支局において、人権を擁護するため、人権救済活動(人権相談及び人権侵害事件の調査救済活動)並びに人権啓発活動を行っている。これらの活動については、法務省人権擁護局の下、国家公務員である法務局・地方法務局職員及び法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員(全国で約1万4000人)が公正中立な立場で適切に実施している。

2. 新たな国内人権機構の設立(サブパラ2, 3)

上記のとおり、法務省の人権擁護機関は、人権救済活動及び人権啓発活動を公正中立な立場から適切に実施しているものであるが、その職務の独立性への信頼を担保する法的手立てが十分でないなどの課題があると考えている。このような現状を踏まえて、現在、パリ原則に沿った国内人権機構として人権委員会を創設するための法案の提出に向け、必要な準備を進めているところである。

3. 人権研修（サブパラ 14）

我が国では、公務員の研修において、人権に関する科目をカリキュラムに積極的に取り入れ、人権関係諸条約の理念が公務員全体に十分徹底されるよう努めている。特に、法執行機関職員など人権にかかわりの深い職業に従事する者については、以下のとおり、女性や児童の権利も含めたきめ細かい人権研修を実施している。

（1）検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修の中で、「国際人権関係条約」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。

（2）矯正施設職員

また、矯正施設の職員に対しては、被収容者の処遇を適切かつ効果的に行うため、様々な研修の機会を利用して、女性や児童の権利を含む各種人権問題に関する条約や法令等の知識及び技能の習得を図っている。

（3）更生保護官署関係職員

保護観察官に対する研修の際には、女性及び児童への暴力の防止並びに女性及び児童に対する配慮等を含めた人権に関する講義を実施し、保護観察の実施や被害者対応に必要な知識の習得を図っている。

（4）入国管理関係職員

入国管理局職員に対しては、新規採用職員から幹部職員までの職務段階に応じて実施する各種研修中、人権に関する講義を受講させるほか、特に中堅職員等を対象に、関係府省庁、国際移住機関（IOM）、人権 NGO のほか、法曹関係者や学識経験者、マスコミ関係者等の外部講師の協力を得て人身取引対策及び DV 事案に関する研修や人権に関する研修を行っている。

（5）警察職員

新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校において人権尊重に関する教育を実施しているほか、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、福祉犯罪等の女性又は少年が被害者となる事案の防止方策、捜査要領等にかかる教育を実施している。

また、犯罪捜査、留置業務、犯罪被害者支援等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等の機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

（6）労働基準監督官

労働基準監督官に対しては、人権団体等からの外部講師を招いて、人権教育に関する研修を行うほか、教育委員会や人権団体等が主催する人権問題に関する研修会や講演会への参加を通じて人権問題に関する知識の習得を図っている。

第4部 Achievements, Best Practices, Challenges

1. 刑事手続における人権保護

(1) 取調べに係る手続の適正

検察においては、2008年4月、取調べの適正を一層確保するため、検察における取調べ適正化方策を公表した。同方策では、被疑者やその弁護人等から取調べに関する不満等の陳述や申し入れがなされた場合、申し入れ等を受けた検察官等は、その内容を書面化して決裁官にその内容等を報告し、決裁官において、所要の調査を行って必要な措置を講じ、可能な範囲で申入れ者に説明を行うこととし、現在、同方策に従った運用がなされている。

警察においては、2008年1月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、警察捜査における取調べ適正化指針を取りまとめ、取調べに対する監督の強化、取調べ時間の管理の厳格化及び捜査に携わる者の意識向上等、これに基づく各種施策を推進している。

加えて、検察においては、2011年7月、最高検察庁に監察指導部を新設し、同部において、違法又は不適正な取調べを含む検察官等の違法・不適正行為等を把握し、調査を行った上で指導するなどの体制を整備した。

(2) 取調べの可視化

検察においては、裁判員裁判の対象事件の自白事件につき、2006年7月から被疑者の取調べの録音・録画の試行を始め、2009年4月から、原則として、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の全件について被疑者の取調べの録音・録画を実施することとし、その後、2009年4月から2011年3月末までに合計3,296件の取調べの録音・録画が実施された。

警察においては、2008年9月から、一部の都府県警察において、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の被疑者の取調べの録音・録画の試行を開始し、2009年4月からこの試行を全国警察に拡大した。2011年12月末までに、合計1,587件の試行が実施された。

このような検察及び警察における録音・録画は、取調室の状況や取調官の発問状況、被疑者の表情、声の様子、挙動等を客観的に明らかにするものであり、録音・録画された取調べの中において、被疑者が自白の経緯や取調べ状況について自由に供述する機会が与えられている上、犯罪を立証する上で不利な供述がなされていても途中で録音・録画が中断されることはなく、録音・録画については、その終了後に一切改変や編集を加えることなくそのまま弁護人に開示されている。

また、法務省等においては、被疑者の取調べの可視化やこれを含めた刑事司法制度の在り方等についての検討がなされているところであり、具体的な検討状況については次のとおりである。

(a) 法務省においては、2009年10月以降、省内に被疑者取調べの可視化に関する

勉強会を設け、2011年8月、その調査・検討の結果を取りまとめるとともに、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示した上で、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大することとした。

(b) これを受けて、検察においては、2011年8月から試行的に裁判員裁判対象事件における被疑者の取調べの録音・録画の範囲を拡大し、否認事件も対象として様々な取調べの場面の録音・録画を実施している。加えて、検察では、同年3月からは特別捜査部が取り扱う身柄事件の取調べ、同年7月からは、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行を始めており、これらの試行の対象にも否認事件が含まれる上、取調べの全過程の録音・録画も試行の対象となっている。

(c) 警察においては、2010年2月、治安水準を落とすことのない取調べの可視化を実現するために、捜査手法の高度化についても検討を行うため、国家公安委員会委員長が主催する部外有識者からなる研究会が設けられ、2012年2月、最終報告が取りまとめられた。最終報告では、警察における取調べの録音・録画の試行を拡充すべきこと、警察捜査にとって有効性が高いと認められ、かつ、国民に対する権利侵害の程度を考慮しても導入が相当であるなど、実現可能性が高い捜査手法については、順次速やかに導入に向けた検討を進め、実現を図っていくべきであることなどが示された。

これを受けて、警察においては、同年3月、「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、取調べの録音・録画の試行を拡充したほか、取調べの高度化・適正化、捜査手法の高度化等を推進している。取調べの録音・録画については、同年4月から、裁判員裁判対象事件について、自白事件に限らず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場面を対象に試行を実施しているほか、同年5月からは、知的障害を有する被疑者に係る事件においても試行を開始している。

(d) さらに、法務大臣は、2011年6月、その諮問機関に対し、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について諮問を行い、審議が行われている。

2. 女性の人権保護等

(1) 第3次男女共同参画基本計画

2010年12月17日に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現に向け、15の重点分野を設け、2020年までを見通した長期的な政策の方向性と2015年度末までに実施する具体的施策を示している。

(2) 女性の政策・方針決定過程への参画拡大に向けた取組

第3次男女共同参画基本計画は、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げ、政治分野、行政分野、雇用分野、学術分野、その他あらゆるレベルでの女性の参画の拡大に向け、各重点分野において、期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。また、同計画を踏まえ、ポジ

ティブ・アクション推進のための体制強化，広報啓発活動の強化も行っている。

(3) 女性の活躍による経済活性化閣僚会議

女性の活躍や社会進出が日本の再生に不可欠であるとの認識に立ち，関係閣僚会議を開催し，男性の意識改革，思い切ったポジティブ・アクション，公務員から率先して取り組む，を3つの柱として，「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を策定した。2012年内にその行程表を取りまとめる。

(4) 女性に対する暴力への取組(サブパラ14)

第3次男女共同参画基本計画では，「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点分野の一つとして取り上げ，暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進することとしており，内閣府では，女性に対する暴力の影響を減らすために，以下の施策を継続している。

(a) 女性に対する暴力の根絶のための広報啓発として，女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日～25日)

(b) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいた取組の推進として，若年層に対する予防啓発や配偶者からの暴力被害に関する相談窓口の周知

(c) 配偶者からの暴力等被害者に対する緊急電話相談事業の実施(平成23年2月～3月)

(d) 配偶者暴力相談支援センターの設置促進の取組

さらに，女性が回復・相談するための施策として，厚生労働省において，各都道府県が設置している婦人相談所の一時保護に係る生活費や職員の人件費，都道府県や社会福祉法人が設置している婦人保護施設等での生活費や職員の人件費等について，法律に基づく負担又は経費の補助を行っている。

(5) マイノリティに属する女性が直面している問題への取組(サブパラ8)

我が国は，第3次男女共同参画基本計画に基づき，男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることとしている。

同計画において，「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合など」については，「人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める」とともに，「男女共同参画の視点に立って，必要な取組を進める」こととしている。また，「障害者，外国人，アイヌの人々，同和問題等に係る人権問題の解決を図るため，法務省・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる」こととしている。

法務省の人権擁護機関では，全国の法務局・地方法務局及びその支局(全国315か所)において，面談，電話(専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設けている。)，手紙，インターネットによる人権相談を受け付けている。人権相談においては，適切な助言をし，関係機関を紹介するほか，人権侵害の疑いがある場合は，人権侵犯事件として調査

を行い、人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じている。

(6) 家族に関する法制の整備への取組(サブパラ7)

2010年1月、婚姻適齢の男女統一や選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする「民法及び戸籍法の一部を改正する法律案(仮称)」を第174回国会(常会)内閣提出予定法案としたが、同法案については、与党内で様々な意見があり、国会提出のための閣議決定は行われず、国会に提出することができなかった。

政府は、第3次男女共同参画基本計画において、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、これら民法の改正について、引き続き検討を進めることとしている。

3. 児童の人権保護

(1) 児童虐待防止対策(サブパラ14)

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、2011年に民法、児童福祉法その他の法律を改正した。この改正において、親権者が子の利益のために監護養育をすべきことを明示する一方で、不適当な親権行使等により子の利益を害する場合には、親権が制限され得ることを親権喪失等の原因として明示した。また、必要に応じて適切に親権を制限することができるように親権停止制度を創設したほか、法人又は複数の未成年後見人の選任を許容するなどの措置を講じ、子や未成年後見人等も親権喪失等の審判の請求をすることができるようにした。また、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講じた。

さらに、暴力被害児童が回復・相談するための機関として、地方公共団体が法律に基づき児童相談所を設置している。この運営費及び児童の一時的な保護に要する経費については公費で賄われており、国も、法律に基づく負担、補助等により財政的支援を行っている。

(2) 体罰の禁止(サブパラ17)

我が国においては、学校教育法第11条により、体罰を厳に禁止している。文部科学省はこの点に関し、通知や毎年実施する各種会議・研修の場で、教育委員会等を通じ学校関係者に対し指導している。

また、民法は、親権者は必要な範囲で子を懲戒することができるものとしている(第822条)が、これは親権者が、子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、これを善導するために必要かつ相当な範囲内で、子を懲戒することを認めたものであり、体罰とは異なる概念である。それが子の監護上必要かつ相当なものとなるかどうかは、その社会とその時代の健全な社会常識により判断され、許容される範囲を逸脱して過度の懲戒を加えたときは、親権喪失(第834条)や親権停止(第834条の2)等の原因となり得る。なお、2011年の民法改正により、親権者が子を家庭裁判所の許可を得て懲戒場に入れることができるものとする規定は削除されている。

児童虐待防止法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と児童に対する虐待の禁止が明確に規定されている。そして、同法第14条の1項では「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定され、児童の親権を行う者に対して、親権の行使が児童虐待とならないように適切な行使をするよう配慮すべき義務を課している。

なお、児童に対する懲戒権の行使が社会通念上相当な範囲を超える場合は、刑法上、暴行罪、傷害罪、逮捕監禁罪等で処罰される。

4. 人身取引対策（サブパラ15）

政府は、人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月、2004年12月に策定された「人身取引対策行動計画」を改訂し、「人身取引対策行動計画2009」を策定した。これに基づき、関係機関が相互に連携し、それぞれの施策を包括的に実施している。

女性や児童をはじめとする人身取引被害者の保護という観点から、我が国は2011年7月、人身取引事案の取扱方法のうち被害者の保護に関して、被害者保護のための着眼点及び関係行政機関において講ずべき措置について整理し、あわせて人身取引対策に携わる関係行政機関、団体等における活動の参考に供するため、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」を取りまとめた。右取扱方法は、警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務省等の関係行政機関の各種窓口において、相談者等が、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、その者を保護することを念頭に置き、必要に応じて警察、入国管理局、海上保安庁、婦人相談所（相手方が女性の場合に限る。以下同じ。）及び児童相談所（相手方が児童の場合に限る。以下同じ。）に速やかに通報又は連絡し、より専門的な判断を求めるなど、相互に連携の上、対応するとしている。また、女性を始めとする人身取引被害者の保護について、警察、入国管理局及び海保庁においては、被害者や相談者が女性であるときは、可能な限り女性職員が対応することで心身の状況等に配慮して対応することとしている。

なお、人身取引被害者に対する法的援助という点で、日本司法支援センターでは、資力の乏しい方を対象に、民事裁判等手続の利用に必要な弁護士費用等を立て替える民事法律扶助を行っている。

人身取引被害者については、不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合でも在留特別許可を付与されており、許可後は、「適法に在留する者」（総合法律支援法第30条第1項第2号）に該当することから、民事法律扶助の対象となり得る。

人身取引の撲滅については、商業的性活動への需要を減らすために、売春事犯等の取締りを徹底している。例えば、警察では、人身取引事犯のうち売春等の性的搾取に係るものが多くを占めていることから、売春事犯をはじめとした風俗関係事犯の取締りを強化している。また、警察庁の匿名通報ダイヤルの対象犯罪に、人身取引事犯のおそれのある犯罪と

して売春防止法違反事件のうち一定のものが含まれており、提供された情報を売春事犯の捜査に役立てている。

人身取引の防止について、我が国は、自国民による国際的な児童買春等の行為について、潜在的な性的搾取の需要側への啓発を推進している。外務省が作成する日本人海外旅行者向け海外安全対策に関する冊子「虎の巻」においては、児童買春や児童ポルノの所持などは日本の法律により国外犯としても処罰の対象となり、不適切な行動を慎むよう明記し、旅行会社や旅券事務所等の人の目のつく場所で配布している。これに関連して、東南アジアにおける国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図るべく、警察庁は、2011年11月、「第10回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を開催した。

更に、我が国は、国境を越えた犯罪の取締という観点から、二国間での人身取引対策の連携を強化している。2011年11月、我が国において保護された女性の人身取引被害者が例年多いフィリピンに、人身取引政府協議調査団を派遣し、フィリピン政府関係機関やIOM現地事務所等との間で、両国間の人身取引対策や人身取引防止のための効果的な協力体制等につき協議した。

5．性的指向及び性同一性障害に基づく差別への取組（サブパラ11）

我が国では、2004年7月に施行された性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律により、性同一性障害者の当事者の戸籍上の性別を変更することが認められ、2008年の改正では、その性別変更に必要な条件が、「現に子がいないこと」から「現に未成年の子がいないこと」に緩和された。

また、第3次男女共同参画基本計画においては、「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」、「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」としている。

法務省の人権擁護機関では、取組が求められている人権課題の一つとして、性的指向や性同一性障害に関する問題を掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施しているほか、人権相談等で性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な措置を講じている。

国際的な動向としては、我が国としても、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年の第63回国連総会で採択された性的指向に関する宣言では、コアグループの一員として署名を行った。また、2011年の第16回国連人権理事会においては、性的指向に関する共同ステートメントに参加するとともに、第17回国連人権理事会における「人権、性的指向、性的アイデンティティ」に関する決議案を支持した。我が国としては、今後も国連における議論に参加していく。

6．障害者の人権保護

(1) 障害者基本法の改正

政府は、障害者権利条約の締結及び実施に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、2009年12月、全閣僚を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置した。更に、障害者当事者の声を聴取し、国内政策に反映させるメカニズムが必要であるとの考えの下、構成員の半数以上を障害者又はその家族とする「障がい者制度改革推進会議」を同本部の下で開催し、障害者施策の推進に関する事項について議論を行った。

当事者も交えた同推進会議における活発な議論を踏まえ、2010年6月に政府は改革の工程表を閣議決定した。そこでは主に、障害者基本法の改正や、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討等が掲げられた。更に、2011年7月には、障害者基本法を改正し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の趣旨を踏まえた条文を追加するとともに、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するため、障害者政策委員会の設置を規定した。2012年7月現在、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向け、政府内で議論を行っているところである。

(2) 福祉・医療

これまで障害者自立支援法において、障害者及び障害児が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労支援等をはじめとする必要な福祉サービスに係る給付その他の支援を行ってきたが、「障がい者制度改革推進本部」等における検討を踏まえて、障害者に対する支援をさらに充実させていくため、「障害者総合支援法」が第180回国会で成立したところである。同法では、障害者の定義に難病の人等を含めるとともに、障害福祉サービスである重度訪問介護の対象を拡大することやケアホームをグループホームに一元化すること、また市町村が実施する地域生活支援事業に手話通訳者等を養成する事業を追加することなどを行い、障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制を整備することとしている。

障害者に対する医療については、自立支援医療制度があり、対象となる障害者に医療費の一部又は全部の助成を行っている。また、精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、人権に配慮した適切な医療及び保護の確保を行っている。

(3) 教育

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子供達については、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、あるいは「通級による指導」においてきめ細やかなで適切な教育が行われている。障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を行っている。また、高等教育段階では、各国公私立大学等に対し入学選抜における配慮を求めたり、入学後の学生生活支援を行うなどの修学支援

を行っている。

さらに、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に利用した遠隔教育を実施している放送大学では、2011年10月にCS放送からBSデジタル放送に移行したことにより、字幕放送番組を一般的に提供できるようになったところである。

(4) バリアフリー化

高齢者や障害者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現のために制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、2010年までのバリアフリー化の目標を定めていたところであるが、2010年度末現在、2010年までに原則100%の達成を目標としていた1日平均利用客数3,000人以上の鉄道駅の段差解消率は85.4%、2010年までに約30%の達成を目標としていたノンステップバスの導入率は27.9%等と、着実にバリアフリー化は進捗してきており、さらなるバリアフリー化の推進に向け、2011年3月に、2020年度末までのより高い水準のバリアフリー化の目標を設定したところである。また、各種の普及啓発活動等により、国民一人ひとりが高齢者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進している。

7. 外国人の人権保護

(1) 入管法の改正

入管法等一部改正法が2012年7月9日から施行されたことに伴い、外国人登録制度が廃止された。新たに導入された在留管理制度では、法務大臣が我が国に中長期間在留する外国人の在留状況をこれまでより正確かつ継続的に把握することができるので、在留期間を最長5年とし、出国後1年以内に再入国する場合は、原則、再入国許可を不要としている。

また、特別永住者については、法務大臣が特別永住者証明書を交付するが、この特別永住者証明書は常時携帯する必要はない。

(2) 庇護申請者の取扱い(サブパラ20)

拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約を踏まえつつ、難民異議申立制度の適正な運用に努めている。

出入国管理及び難民認定法第53条第3項において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第3条第1項及び強制失踪条約第16条第1項に規定する国を含まないことを規定している。

また、同法第61条の2の6第3項において、難民認定申請中の者は難民条約第33条の主旨を尊重して送還を停止することが規定されているほか、難民不認定処分に関連して訴訟を提起した者については、裁判を受ける権利に配慮し、訴訟の経過等を踏まえ、個々人ごとに、送還の実施時期等を決定している。

(3) 入国者収容所の適正な運営(サブパラ21)

法務省入国管理局では、2010年7月、入国者収容所等の適正な運営に資するため、第三者たる学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者などの有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を設置した。

同委員会の委員は、入国者収容所等を視察し、被収容者と面会などを行った上で、その運営に関し入国者収容所等の長に意見を述べ、これを受けて入国者収容所等が措置を講じ、法務大臣は、これらの概要を毎年公表している。このように入国者収容所等における処遇の透明性の確保、改善向上を図っている。

また、2010年9月、出入国管理行政における収容に係る諸問題について、より望ましい状況を実現するため、日本弁護士連合会との間で、その方策等を協議する場を持つこととするとともに、その一環として、弁護士による被収容者からの無料法律相談等を実施すること等を合意し、既に東日本入国管理センター等では、電話又は出張（面会）による定期的な無料法律相談を実施している。

さらに、国際的な透明性の確保として、2009年7月に国連人権理事会の人身取引担当特別報告者、2010年3月に国連人権理事会の移民の権利特別報告者による入国者収容所への視察を受け入れている。

8. アイヌ政策の現状（サブパラ19）

2007年9月、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を受け、2008年6月、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、政府は、アイヌの人々が「日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」であると認識する旨の内閣官房長官談話を発表した。

2009年7月、アイヌの人々の代表を構成員に含む有識者懇談会は、今後のアイヌ政策のあり方について報告書を取りまとめ、報告書では、国連宣言及び日本国憲法を参照しつつ、アイヌの人々及び我が国の実情に即した、今後のアイヌ政策に関する基本的原則及び広範な施策が提言された。この提言を踏まえ、2010年1月から、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌの人々を構成員に含む「アイヌ政策推進会議」（座長：内閣官房長官）を開催している。

推進会議では、有識者懇談会の提言の実現に向けて、特に、アイヌ文化復興のナショナルセンターとなる「民族共生の象徴となる空間」の形成、各種施策の全国への拡大、国民理解の促進の3つのテーマを中心に、作業部会を開催して検討を進めている。

9. インターネット上の人権保護（サブパラ25）

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載するなど、人権に関わる様々な問題が発生している。

(1) 関係省庁の取組

法務省の人権擁護機関では、他人の名誉やプライバシー等の人権を侵害する悪質な事案に対しては、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるとともに、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努めるなど、適切な対応に努めている。

また、取組が求められている人権課題の一つとして、インターネット上における人権問題を掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を実施しているほか、中学生・高校生とその保護者を対象として作成した人権啓発ビデオを上映し、または広く貸し出すなどして、この問題の理解が深まるよう努めている。

さらに、総務省では、プロバイダや掲示板の管理者等が名誉毀損を含むインターネット上の権利侵害情報を削除した場合又は削除しなかった場合に損害賠償責任が制限されるための要件や、権利侵害情報の発信者に関する情報の開示を被侵害者が請求できる権利を規定している「プロバイダ責任制限法」の適切な運用の支援に努めている。さらに、電気通信事業者団体は関係各種ガイドラインを策定しており、各プロバイダ及び掲示板の管理者等はこれらに基づいてインターネット上の権利侵害情報について適切な対応を行っている。

(2) 児童ポルノ対策

児童ポルノ対策として、政府は、2010年に「児童ポルノ排除総合対策」を策定し、児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進や青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備など被害防止対策を推進しているところである。

近年、児童が携帯電話によりコミュニティサイト等を利用して性的被害に遭うことを防止するため、これらのサイトに潜む危険性についての認識を高めるための広報啓発活動や、関係府省庁及び携帯電話事業者等が連携したフィルタリングの普及促進に努めている。

また、2011年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、インターネット・サービス・プロバイダ等において、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体からの情報提供に基づき、児童ポルノ画像の自主的なブロックが開始されている。政府としては、必要な環境整備を行い、自主的な導入を促進するなど、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進しているところである。

第5部 Key National Initiatives and Commitments

1. 国内の人権政策

我が国は、基本的人権を尊重する憲法の理念を踏まえ、民主的政治制度を発展させ、普遍的価値としての人権及び基本的自由を擁護・促進する政策を推進している。

また、締結した主要人権条約を誠実に実施するため、関係省庁が一丸となり、国内の様々な分野での権利の保護・促進に取り組んでいる。我が国としては、引き続きUPR審査における勧告及び各人権条約委員会から出された最終見解を適切にフォローアップするとともに、社会的に弱い立場に置かれている女性、児童、障害者といった人々の人権保護・促

進のための施策を推進するとともに、N G Oを含む市民社会との対話を引き続き実施していく。

2 . 国連における協力

(1) 我が国の貢献

国際社会において人権を保護・促進していく上で、国連人権理事会の果たす役割は益々高まっている。人権、民主主義等の普遍的価値を重視している我が国は、設立以来2011年6月まで人権理事会理事国として、また現在はオブザーバーとして、人権理事会の活動に積極的に取り組んできており、引き続き人権理事会に積極的に貢献していくために、2012年の人権理事会選挙に立候補している。

また、我が国は、国連における人権促進の議論に、第3委員会における決議提案を含め積極的に貢献してきている。第56回国連婦人の地位委員会においては、2011年3月に発生した東日本大震災から1年が経過するにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指し「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出し、同決議はコンセンサスで採択された。

(2) ハンセン病差別の解決へ向けた取組

さらに、ハンセン病差別問題についても、我が国の経験を活かして国際的なイニシアティブをとって活動している。我が国は、2008年から3年連続で人権理事会に「ハンセン病差別撤廃決議」を提出するとともに、2010年には、国連総会に、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別の問題を解決するため、各国政府等に対し「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを求める決議を提出し、それぞれ全会一致で採択された。

さらに、同原則及びガイドラインを各国で普及・促進させていくことが重要であることから、2011年4月、ハンセン病人権啓発大使の委嘱期間を2年間延長し、引き続き大使と連携してハンセン病差別問題に取り組んでいくこととしている。

(3) 恒常的な招待の表明 (サブパラ 4)

我が国は、人権外交を進める上で対話と協力の理念を重視している。特別手続の制度は、各国との対話を通じて人権を促進する重要な手段である。また、国際社会における重大な人権侵害に対処する上でも、UPRと相互補完的な役割を果たす特別手続の制度は必要不可欠であると考えており、その観点から、これまでも全面的に協力を行ってきた。

2011年3月、人権理事会の特別手続に関する恒常的な招待を表明した。2012年11月には健康の権利特別報告者が訪日する予定である。なお、2010年には北朝鮮人権状況特別報告者(2011年及び2012年も訪日を受入れている)、移民の権利特別報告者、水へのアクセス及び衛生に関する人権独立専門家の訪日を受け入れている。

3. 国際社会への貢献

普遍的価値である人権及び基本的自由が、世界各国・地域で保障されることが重要であり、それぞれの国には個別の歴史、伝統等が存在することから、我が国は、個別の状況を踏まえ、対話と協力を通じて人権状況の改善に寄与している。

(1) 二国間対話を通じた貢献

我が国は、対話と協力を基本アプローチとして、国連をはじめとするマルチ分野での取組に加え、二国間における人権対話を実施している。これまで、EU、イラン、中国、カンボジア、エジプト、スーダン等の国々と対話を行い、率直に意見を述べあい相互理解の増進に努めてきている。今後も人権対話の機会も活用しつつ、人権保護の促進に貢献していく考えである。

(2) 財政面での貢献(サブパラ24)

我が国は、2010年、保健医療分野に444.14百万ドル、ジェンダー平等分野に1,658.11百万ドル、平和構築分野に380.53百万ドル(以上、約束額ベース)、障害者施策分野に181.76百万ドル(2010年度)の政府開発援助を行った。

また、我が国は、OHCHR、ユニセフ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)等の人権関連国際機関による人権関連活動に協力、貢献している。2010年には世界第4位の拠出国として、ユニセフに約175.05百万ドルを拠出した。

我が国は、アジア地域におけるOHCHRの活動へのトップドナーとして、今後とも、自発的拠出を含め、継続的にその活動を支援していく。

(3) ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組を通じた貢献(サブパラ24)

人権とグッドガバナンス、開発と貧困撲滅、平和と安全などを課題として掲げた国連ミレニアム宣言を基にまとめられたミレニアム開発目標(MDGs)は、より良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としてもこれを重視してきている。

我が国は2011年3月の未曾有の震災を経験し厳しい財政状況下にあるが、積極的な国際貢献を行っていく姿勢は変わっていない。MDGsの達成に向けて2010年9月に表明した2011年からの5年間で保健分野で50億ドル、教育分野で35億ドルの支援の実施という菅コミットメントをはじめ、その他の分野における既存のコミットメントを、震災後も着実に実施してきている。また、ビル&メリンダ・ゲイツ財団との連携によるパキスタンにおけるポリオ対策で、円借款を呼び水に民間資金の動員を図るという革新的な取組を実施している。さらに、震災からわずか3か月後の2011年6月には、東京でMDGsフォローアップ会合を開催し、9月の国連総会においても閣僚級サイドイベントを主導する等、2015年までのMDGs達成に向けた取組の加速化に貢献してきている。我が国は、具体的な援助においても、国際的な議論や取組においても、MDGsの達成に向け、引き続き先頭に立って貢献していく。

しかし、近年世界各地で頻発している大規模自然災害は、それまでのMDGs達成に向けた努力や開発努力の成果を水泡に帰す恐れがある。我が国は、援助に当たって、人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化をもって人々がそれぞれの持つ豊かな可能性を実現できるような社会づくりを目指す人間の安全保障を重視してきている。人間の安全保障を基本に、包摂的で、災害に対して強靱な社会を構築することが必要である。また、各国の中央、地方、コミュニティといったあらゆるレベルにおける政策決定において防災の要素を考慮する「防災の主流化」を定着させることが必要と考えている。こうした考えを国際社会に定着させるため、我が国は2012年7月に世界防災閣僚会議 in 東北を被災地の東北で開催し、力強いメッセージを発出した。

第6部 Conclusion

各国における人権の保護・促進の観点からは、各国が自国の人権状況を振り返り、国内での様々な関係者との意見交換や各国との対話を通じて人権状況の改善を実施していく上で、UPRは有意義な制度である。我が国は、UPRを重視し、その効果を高めるために努力を行ってきており、今後も実行性の確保を含めUPRの運用の更なる改善に引き続き貢献していく。

(了)